

電力・ガス取引監視等委員会 ご説明資料

令和3年3月29日（月）



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

1. スポット市場価格の高騰について

今冬のスポット市場の価格高騰に関する監視・分析について

- 2月3日のタスクフォースでのご指摘を受け、電力・ガス取引監視等委員会では、今冬のスポット市場の価格高騰に関し、以下のとおり、徹底的な真相究明に向けた監視・分析・情報開示を行った。
 - 旧一電各社（沖縄電力を除く9社）及びJERAに対し、2月8日に報告徴収を実施し、12月、1月の全日、全コマにおける取引行動を確認
 - 上記の事業者に対する公開ヒアリングの実施（2月25日）
 - 報告徴収によるデータ等を分析し、制度設計専門会合において、公正取引委員会も同席の上、監視・分析の結果を報告し、審議（3月2日、3月24日）。
 - 各種分析データ、公開ヒアリングの様様については、当委員会のホームページにおいて公開。
- 上記の監視・分析の結果については、別冊資料をご参照いただきたい。

2. 内外無差別な卸売に向けた取組 (発販分離関連)

発電分離に係るご指摘と内外無差別な卸売に向けた取組について

- 旧一電の発電分離を進めるべきといったご指摘をいただいているが、重要なのは、組織の形ではなく、契約の中身。（発電分離すればよいのであれば、JERAと東電EPや中部ミライズの契約内容は不問ということになる。）
- 発電一体会社を含む旧一電の卸売に関して本質的に問題となり得る点は、旧一電の発電部門が自社・グループの小売部門に対して、不当に優遇された条件で電源を供給する（換言すれば、不当な内部補助を行う）ことにより、小売市場の競争が歪曲されることである。
- 上記の観点からは、旧一電の発電部門がグループ内の小売りとグループ外の新電力とを取引条件において差別しないことを確保することが重要。
- このため、昨年7月、旧一電各社に対して、社内外の取引条件を合理的に判断し、内外無差別に卸売を行うことのコミットメントを要請。これに対し、各社より、コミットメントを行う旨の回答を受領しているところ。特に、発電一体の各社からは、2021年度からの運用開始に向け、社内取引価格の設定や業務プロセスの整備を進めると回答を受けている。
- 上記のコミットメントを踏まえ、今後、旧一電各社の内外無差別な卸売に関する実施状況を確認し、公表していく。
- これに加えて、今般の価格高騰に際し、グロス・ビディングについて、その透明性が確保されていないのご意見があった。このことも踏まえて、旧一電の内外無差別な卸売をより実効的にするため、今後のスポット市場への売り入札については、原則として発電部門が行うこととすることについても検討を開始。

(参考) 旧一電各社へのコミットメント等の要請

第50回制度設計専門会合（令和2年9月8日開催）資料6より抜粋

- これまでの制度設計専門会合での議論を踏まえ、以下のコミットメントを旧一電各社に要請（7/1）。
 - 第46回制度設計専門会合でも議論したとおり、「会社全体としての利益を最大化するためには、発電部門と小売部門のそれぞれが、中長期的な視点も含めて利潤最大化を目指して行動することが合理的なアプローチ」であることを踏まえ、
 - ① 中長期的な観点を含め、発電から得られる利潤を最大化するという考え方に基づき、社内外・グループ内外の取引条件を合理的に判断し、内外無差別に電力卸売を行うこと。
 - ② 小売について、社内(グループ内)取引価格や非化石証書の購入分をコストとして適切に認識した上で小売取引の条件や価格を設定し、営業活動等を行うこと。
- これと併せて、上記①及び②を確実に実施するための具体的な方策について、旧一電各社から監視等委員会への報告を求めたところ。
- 上記の要請については、各社に対し7月末までに回答を求めていたところであり、今回は各社からの回答内容について報告する。

(参考) 各社からの回答 (概要)

(コミットメントについて)

- 全ての旧一電は、前頁の要請①②について、コミットメントを行うことを表明した。

(コミットメントを確実に実施するための具体的方策について)

- 発電・小売が一体の旧一電（8社）は、具体的な方策について、2021年度目途の運用開始に向けて、社内取引価格の設定や業務プロセスの整備に着手する、と回答した。また、「卸取引は小売部門から独立した組織で実施する」と回答した会社もあった。（なお、現状、発電・小売一体の旧一電のいずれも、卸供給の窓口は小売以外の部門（企画部門、需給部門等）に置いている状況）
- 発電・小売が分社化されている旧一電グループ（2グループ）は、要請についてはコミットメントを表明した上で「コミットメントを確実に実施するための具体的方策はすでに存在する」、「事業会社間の電力取引は電力受給契約に基づいており、発電・小売間の取引価格が存在する」と回答した。

- また、今般の価格高騰に関し、旧一電のグロス・ビディングのあり方についての議論があり、一部からは、現状のグロス・ビディングは透明性が確保されていないとの指摘があった。
- 現状のグロス・ビディングでは、各社の同一の担当者が、スポット入札時点での自社小売需要を認識した上で、売り札と買い札の双方を入札している（77頁参照）※1。

※1 このため、買い入札担当者は、売り入札の情報を知りうる状況にあるが、各社は、売買入札を限界費用ベース等で行っており、恣意性はないとの説明を実施。

- 上記の指摘も踏まえ、旧一電の内外無差別な卸売の確保をより実効的にするためには、今後のスポット市場への売り札については、原則として発電部門が行うこととして、透明化に向けた体制整備を図るべきではないか。こうした体制整備は、旧一電における発電利潤の最大化の確保や、相対卸や先物・先渡市場等の活用も含めた合理的なりスク管理にも資すると考えられるのではないかと※2。

※2 過去の審議会（第46回制度設計専門会合）においても、発電利潤を最大化する観点から、社外への卸供給や、スポット市場等への入札（グロス・ビディング含む）について、発電部門が自社小売部門から独立した意思決定の上で実施することが望ましいとの考え方が示されている（78頁参照）。

- 上記の議論を踏まえた上で、グロス・ビディングの在り方に関する見直しについても、次回以降引き続きご議論いただくこととしてはどうか。

3. 電源表示について

電源表示関係のご指摘への対応について

【委員からのご指摘】

- 電力の小売販売において、現状は電源構成表示は望ましい行為とされているが、表示を義務化すべきである。
- 表示にあたっては、基本的な環境情報として、CO2排出量や放射性廃棄物の量についても明記させるべきである。

- 放射性廃棄物の量の表示については、消費者団体からのご要望をいただいていること等を踏まえ、小売GLにおいて望ましい行為と位置付けることについて審議会で検討する。さらに、他にどのような情報を開示することが、望ましい行為として位置づけられるかについても、あわせて検討する。

(CO2排出量については、既に小売GLにおいて望ましい行為として位置付けられている。)

- 電源構成やCO2排出量など表示の義務づけを行う場合には、電事法の改正が必要であるため、エネ庁とも調整の上、引き続き検討する。